

令和元年 9 月

会員・特定商工業者の皆様へ

大分商工会議所
選挙管理委員会

議員選挙のお知らせ

大分市の商工業者の代表を選ぶ大分商工会議所の議員改選が、来る 9 月 9 日に選挙公告し、実施します。

当所の議員選挙は、大分商工会議所本所、鶴崎支所、大南支所、大在支所、坂ノ市支所、植田支所、佐賀関支所の各地区ごとにそれぞれ投票によって行われます。各地区の選挙議員数等は、公告日に各本・支所の事務局掲示場に掲示してお知らせします。

今回の改選により就任する新議員の任期は、令和元年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までの 3 年間です。

選挙権並びに被選挙権について

●選挙権

会員

8 月末日までに令和元年度会費をご入金いただいた方は、基本選挙人名簿に登載され 1 号議員の選挙権並びに 2 号議員の選任権を有します。

また、この日以降 10 月 9 日までにご入金いただいた方は、補充選挙人名簿に登載され 1 号議員の選挙権のみを有します。

なお、会費の持口数を増加（会費を増額）して選挙権の票数を増やす場合も、10 月 9 日までに増口分の会費を添えてお申し込みください。

但し、1 会員の選挙権の票数は、最高 50 票を限度とします。

特定商工業者

特定商工業者は、会員・非会員を問わずそれぞれ 1 票の 1 号議員の選挙権を有します。但し、会員と同様に、8 月末日（基本選挙人名簿調整日）または 10 月 9 日（補充選挙人名簿調整日）までに令和元年度特定商工業者負担金をご入金いただいた方に限ります。

●被選挙権

基本選挙人名簿に登載された会員で、8 月末日までに、平成 30 年度・令和元年度の 2 年間、引き続き会費を納入している方のみ被選挙権があります。

なお、会員でない特定商工業者の方には、被選挙権はありません。

議員の種類と選任方法について

● 3号議員（定数 20名）

現在就任している1号議員および2号議員で構成する「3号議員選任選挙会」で、大分市内の会員である重要商工業者の中から選任します。選任選挙会の開催日は、9月11日です。

● 2号議員（定数 47名）

各会員が業種ごとに所属している13の部会で、所属会員の中から部会を代表して選任される議員です。

常議員会で割り当てられた数の議員を、各部会の承認を得て選任します。

選任部会は、9月19日から9月27日の間に開催します。後日、改めまして部会別にご案内いたします。

● 1号議員（定数 68名）

会員及び特定商工業者の皆様が、投票によって会員の中から選挙する議員です。**選挙の投票日は、10月17日です。**

議員立候補の届出は、**9月9日から10月2日までの間に受けし、10月2日17時に立候補者数が定数以内の場合は、全員無投票当選となります。**

また、立候補者数が定数を上回った場合は、投票による選挙になります。この場合は、10月9日まで会費の持口数を増加させ、選挙権の票数を増やすことができます。

但し、10月9日までに立候補者に辞退があり、定数以内になったときも、全員無投票当選となります。

会費は、個人：年額1口5,000円以上、法人：年額2口10,000円以上で、当所の会費基準表によります。また、特定商工業者の法定負担金は、年額2,500円です。

以上、簡単にご説明申しあげましたが、**選挙権を行使するには、令和元年度の会費を納めていなければなりません。また、議員に選任される方は、平成30年度及び令和元年度の2年間の会費納入が必要です。**

選挙について、当所発行の『所報エール6月号』に掲載していますが、詳細は総務課へお問合せください。